官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務三八）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（同三九）
○イラン・イスラム共和国における主要医療施設の災害に対する強靭性強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件（外務一六三）
○イエメン共和国におけるマアリブ県における国内避難民及びホストコミュニティのための生活環境改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（同一六四）
○ナカラ市における砂防・排水施設建設計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一六五）
○マプト中央病院新生児棟建設計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一六六）
○ウガンダ共和国における橋梁改修及び橋梁維持管理システム・デジタル化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合プロジェクト・サービス機関との間の書簡の交換に関する件（同一六七）
○保安林の指定を解除する件（農林水産六六一～六七三）
○海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件の一部を改正する件（国土交通五九七）
○既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の講習委員を変更する件（同五九八）
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同五九九）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同六〇〇、六〇二～六〇四）
○測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件（同六〇一）

〔国会事項〕
内閣　法務省　出入国在留管理庁

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕　二
〔皇室事項〕　三
〔官庁報告〕
官庁事項
新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（内閣官房）　四
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　五
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　六
法務
公証人任免（法務省）　六
国家試験
令和八年度医師国家試験予備試験の施行（厚生労働省）　七
令和八年度歯科医師国家試験予備試験の施行（同）　七
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　八
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配七四・七五）　八
日本国に帰化を許可する件（同七六）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者に対する行政処分関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　二六
特殊法人等
企業年金基金変更関係
会社その他

その他告示

○法務省告示第三十八号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年五月一日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属　青沼　潔
前橋地方法務局所属　千川　亜紀
静岡地方法務局所属　池邊　光彦
長野地方法務局所属　五社　浩幸
名古屋法務局所属　後藤　知宏
高松法務局所属　大久保健司

○法務省告示第三十九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年五月一日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称
株式会社チャイルドサポート
変更前の住所
東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二階
変更後の住所
東京都中央区日本橋本町三丁目三番六号ワカ末ビル七階
変更年月日
令和八年一月二十日

○外務省告示第百六十三号

令和八年二月二十日にナイロビで、イラン・イスラム共和国における主要医療施設の災害に対する強靭性強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

令和八年五月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

1　協力の目的及び内容　主要医療施設の災害に対する強靭性強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　九億千万円
3　署名者
日　本　側　松浦博司在ナイロビ国際機関日本政府代表部大使
国際連合側　アナクラウディア・ロスバッハ国際連合人間居住計画事務局長

○外務省告示第百六十四号

令和八年三月十一日にジュネーブで、イエメン共和国におけるマアリブ県における国内避難民及びホストコミュニティのための生活環境改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

令和八年五月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

1　協力の目的及び内容　マアリブ県における国内避難民及びホストコミュニティのための生活環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　八億四千万円
3　署名者
日　本　側　石井良実在ジュネーブ国際機関日本政府代表部臨時代理大使
国際移住機関側　キム＝トバイアス・エリング戦略・対外エンゲージメント上席部長

○外務省告示第百六十五号

令和八年二月六日にマプトで、ナカラ市における砂防・排水施設建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

令和八年五月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

1　援助の目的及び内容　ナカラ市における砂防・排水施設建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　三十三億六千三百万円
3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　濵田圭司在モザンビーク大使
モザンビーク側　マリア・マヌエラ・ドス・サントス・ルーカス外務協力大臣

○外務省告示第百六十六号

令和八年二月六日にマプトで、マプト中央病院新生児棟建設計画のための贈与に関する令和四年九月八日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

令和八年五月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

1　内容　贈与の限度額を「三十二億四千万円」に改める。
2　署名者
日　本　側　濵田圭司在モザンビーク大使
モザンビーク側　マリア・マヌエラ・ドス・サントス・ルーカス外務協力大臣

○外務省告示第百六十七号

令和八年二月十二日にカンパラで、ウガンダ共和国における橋梁（りょう）改修及び橋梁（りょう）維持管理システム・デジタル化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合プロジェクト・サービス機関との間に行われた。

令和八年五月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

1　協力の目的及び内容　橋梁（りょう）改修及び橋梁（りょう）維持管理システム・デジタル化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　九億八千五百万円
3　署名者
日　本　側　吉田憲正在ウガンダ大使館参事官
国際連合プロジェクト・サービス機関側　ライナー・フラウエンフェルド東・南アフリカマルチカントリーオフィス所長

○農林水産省告示第六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県総社市宍粟字北高山一の一四（国有林。次の図に示す部分に限る。）、二の五・二の六（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び総社市役所に備えおいて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県石巻市渡波字大森一九の二（国有林）
二　保安林として指定された目的　魚つき
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字西谷三四四五の二（次の図に示す部分に限る。）、三四四九の九、三四四九の一六、三四四九の一七
二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家五三六三の九・五三六三の一三・五三六三の一七・五三六四の一四・五三六四の二〇・五三六四の二一・五三六四の二三・五三六四の二四（以上八筆国有林）、五三六三の一〇、五三六三の一四、五三六四の三〇、五三六四の三四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県新見市豊永赤馬字大谷一一四の一七、一二二の一八から一二二の二〇まで、一二三の一三から一二三の一五まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県呉市焼山北一丁目八八一の二・八八二・八八三の一から八八三の六まで・八八四（以上九筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町字漆沢宮ケ森一の五一（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　ダム用地とするため

○農林水産省告示第六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県四国中央市川滝町下山丙四二の一一・丙四二の一四・丙四二の一二八から丙四二の一三〇まで・丙四二の一三五・丙四二の一三七・丙四二の一三八・丙四二の一四〇・丙四二の一四一・丙四二の一四三から丙四二の一四七まで・丙一六八の一・丙一六八の一四・丙一六九の三・丙一七二の二・丙一七二の三・丙一七二の五・丙一七二の六・丙一七四の三・丙一七八の八・丙一七八の九・丙一七八の二一・丙一七八の二二・丙一七八の二四・丙一七八の二五・丙一七八の二七・丙一七八の二九から丙一七八の三四まで（以上三十七筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字西山四〇六七の七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（一）　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

（二）　保安林として指定された目的　水源の涵養

（三）　解除の理由　指定理由の消滅

（一）　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

（二）　保安林として指定された目的　干害の防備

（三）　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市川前町下桶売字荻九一の四七、字志田名一七四の五四、一七四の五七、一七四の六〇、一七四の六三、一七四の六五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○国土交通省告示第五百九十七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第三項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第四百十二号（海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年五月一日

国土交通大臣　金子　恭之

工事の区域の欄を次のように改める。

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)の地点と(75)の地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1)　北緯三四度〇八分五六秒二九三七、東経一三五度一一分〇四秒五九四七の地点
(2)　北緯三四度〇八分五四秒五三二九、東経一三五度一一分〇四秒〇一六二の地点
(3)　北緯三四度〇八分五四秒三二四三、東経一三五度一一分〇六秒〇三四一の地点
(4)　北緯三四度〇八分五五秒一二四八、東経一三五度一一分〇六秒〇〇四二の地点
(5)　北緯三四度〇八分五六秒一一八一、東経一三五度一一分一三秒八六一二の地点
(6)　北緯三四度〇八分五四秒九二四三、東経一三五度一一分二三秒九五七二の地点
(7)　北緯三四度〇八分五六秒七二五三、東経一三五度一一分五四秒八一八七の地点
(8)　北緯三四度〇八分五八秒一〇二七、東経一三五度一一分五七秒七七九〇の地点
(9)　北緯三四度〇九分〇四秒六五九八、東経一三五度一二分〇三秒六七六九の地点
(10)　北緯三四度〇九分〇六秒三三〇九、東経一三五度一二分〇四秒二六七〇の地点
(11)　北緯三四度〇九分〇七秒三六五一、東経一三五度一二分〇四秒二〇九六の地点
(12)　北緯三四度〇九分〇七秒四七七七、東経一三五度一二分〇六秒九〇〇一の地点
(13)　北緯三四度〇九分〇五秒八五七〇、東経一三五度一二分〇六秒九八三の地点
(14)　北緯三四度〇九分〇五秒三五九八、東経一三五度一二分〇九秒三七五一の地点
(15)　北緯三四度〇九分〇六秒三二二八、東経一三五度一二分〇九秒二八八七の地点
(16)　北緯三四度〇九分〇六秒八九三三、東経一三五度一二分一八秒〇二四九の地点
(17)　北緯三四度〇九分〇六秒四七八六、東経一三五度一二分一七秒九五一九の地点
(18)　北緯三四度〇九分〇五秒九八六九、東経一三五度一二分一八秒五三六〇の地点
(19)　北緯三四度〇九分〇六秒三一九三、東経一三五度一二分一八秒七三二七の地点
(20)　北緯三四度〇九分〇六秒一三五七、東経一三五度一二分一九秒六三二七の地点
(21)　北緯三四度〇九分〇六秒一七六三、東経一三五度一二分二〇秒四三一〇の地点
(22)　北緯三四度〇九分〇六秒一二七六、東経一三五度一二分二〇秒四三一五の地点
(23)　北緯三四度〇九分〇六秒七二七〇、東経一三五度一二分二九秒九一七九の地点

(24) 北緯三四度〇九分〇六秒六三四八、東経一三五度一二分二九秒九二九〇の地点
(25) 北緯三四度〇九分〇七秒〇一五四、東経一三五度一二分三六秒〇六八〇の地点
(26) 北緯三四度〇九分〇七秒〇三四四、東経一三五度一二分三六秒三二一九の地点
(27) 北緯三四度〇九分〇五秒二九八八、東経一三五度一二分三六秒四五七一の地点
(28) 北緯三四度〇九分〇五秒二六七八、東経一三五度一二分三六秒一八九二の地点
(29) 北緯三四度〇九分〇五秒一一六八、東経一三五度一二分三四秒五一五二の地点
(30) 北緯三四度〇八分五八秒一四六九、東経一三五度一二分三五秒〇五七九の地点
(31) 北緯三四度〇八分五七秒五六四一、東経一三五度一二分三六秒八二五六の地点
(32) 北緯三四度〇八分五六秒九二六四、東経一三五度一二分三六秒五一七九の地点
(33) 北緯三四度〇八分五七秒五五〇〇、東経一三五度一二分三四秒二二二三の地点
(34) 北緯三四度〇九分〇〇秒一八七二、東経一三五度一二分一七秒七八九四の地点
(35) 北緯三四度〇九分〇〇秒一一七九、東経一三五度一二分一六秒六九九五の地点
(36) 北緯三四度〇八分五九秒六二八五、東経一三五度一二分〇八秒四〇四五の地点
(37) 北緯三四度〇八分五九秒三〇一二、東経一三五度一二分〇八秒〇八四三の地点
(38) 北緯三四度〇八分五九秒〇一四五、東経一三五度一二分〇八秒五〇八二の地点
(39) 北緯三四度〇八分四九秒二二八二、東経一三五度一二分五九秒〇三八一の地点
(40) 北緯三四度〇八分四八秒七六二五、東経一三五度一二分五九秒〇九二九の地点
(41) 北緯三四度〇八分四八秒六九五八、東経一三五度一二分五八秒五五〇七の地点
(42) 北緯三四度〇八分三八秒五七〇四、東経一三五度一二分〇〇秒二六九七の地点
(43) 北緯三四度〇八分三八秒三八四七、東経一三五度一二分〇〇秒四七六三の地点
(44) 北緯三四度〇八分三八秒五二一二、東経一三五度一二分〇一秒九七五七の地点
(45) 北緯三四度〇八分三七秒二二七〇、東経一三五度一二分〇二秒一九六三の地点
(46) 北緯三四度〇八分三七秒〇六一〇、東経一三五度一二分〇〇秒七八八〇の地点
(47) 北緯三四度〇八分三六秒三六〇二、東経一三五度一二分〇〇秒六五七四の地点
(48) 北緯三四度〇八分三六秒二四二二、東経一三五度一二分〇〇秒七二一一の地点
(49) 北緯三四度〇八分三六秒〇四五一、東経一三五度一二分五九秒七四〇八の地点
(50) 北緯三四度〇八分三六秒八一二四、東経一三五度一二分五九秒二八二七の地点
(51) 北緯三四度〇八分三六秒二四五四、東経一三五度一二分五七秒六五三四の地点
(52) 北緯三四度〇八分三五秒八四七八、東経一三五度一二分五六秒六五七二の地点
(53) 北緯三四度〇八分四〇秒二二七六、東経一三五度一二分五六秒六一七〇の地点
(54) 北緯三四度〇八分四〇秒三八六三、東経一三五度一二分五七秒九七四三の地点
(55) 北緯三四度〇八分四九秒八〇一九、東経一三五度一二分五六秒二六〇四の地点
(56) 北緯三四度〇九分〇一秒一九二一、東経一三五度一二分〇七秒四一七六の地点
(57) 北緯三四度〇九分〇二秒〇二八一、東経一三五度一二分一六秒五四〇四の地点
(58) 北緯三四度〇九分〇一秒九九八六、東経一三五度一二分一八秒六四九三の地点
(59) 北緯三四度〇八分五九秒六七六一、東経一三五度一二分三二秒七一八二の地点
(60) 北緯三四度〇九分〇三秒六二四〇、東経一三五度一二分三二秒三九三三の地点
(61) 北緯三四度〇九分〇三秒五〇一九、東経一三五度一二分三〇秒二四八五の地点
(62) 北緯三四度〇九分〇五秒〇〇四二、東経一三五度一二分三〇秒〇九四五の地点
(63) 北緯三四度〇九分〇四秒九八一三、東経一三五度一二分二九秒七七〇八の地点
(64) 北緯三四度〇九分〇五秒〇八八七、東経一三五度一二分二九秒七五九八の地点
(65) 北緯三四度〇九分〇三秒三五〇八、東経一三五度一二分〇五秒二四九四の地点
(66) 北緯三四度〇八分五六秒九四二八、東経一三五度一一分五九秒五六二四の地点
(67) 北緯三四度〇八分五四秒九〇七八、東経一三五度一一分五四秒八三六五の地点
(68) 北緯三四度〇八分五二秒二六一一、東経一三五度一一分〇七秒二二八四の地点
(69) 北緯三四度〇八分五二秒五九九一、東経一三五度一一分〇四秒〇三五三の地点
(70) 北緯三四度〇八分四九秒一八九一、東経一三五度一一分〇〇秒五五五一の地点
(71) 北緯三四度〇八分四七秒二五一九、東経一三五度一一分〇一秒六八五一の地点
(72) 北緯三四度〇八分四七秒三〇九七、東経一三五度一〇分五七秒三一二九の地点
(73) 北緯三四度〇八分四九秒六七六一、東経一三五度一〇分五五秒九三二六の地点
(74) 北緯三四度〇八分五四秒八〇〇八、東経一三五度一一分〇一秒一六二六の地点
(75) 北緯三四度〇八分五六秒九一四五、東経一三五度一一分〇一秒八六六九の地点

○国土交通省告示第五百九十八号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第十九条第二号の規定に基づき、平成二十九年国土交通省告示第二百十四号の一部を次のように改正する。

令和八年五月一日　　国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一）～（八）　（略）	（一）～（八）　（略）
（九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名　小見　康夫、吉田　正寿、山本　祐也、嶋田　浩二、中村　達人、久保田和幸、飯田　剛	（九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名　小見　康夫、吉田　正寿、山本　祐也、嶋田　浩二、中村　達人、泉貴之、飯田　剛

○国土交通省告示第五百九十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年五月一日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大北谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県土佐郡大川村大北川字遠山　二六五番一　一号から十六号まで

○国土交通省告示第六百号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年五月一日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水坂川左支川

二　砂防法第二条の土地の表示

京都府福知山市夜久野町平野の区域内の土地のうち、次の一点と二点を結んだ線、二点と三点を昭和五十四年建設省告示第八百六十五号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、三点から十点までを順次結んだ線及び一点と十点を昭和五十五年建設省告示第六百九十四号で指定した同号九に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

附　則

この告示は、令和八年五月一日から施行する。

点	北緯	東経
1	35°20′45.1080″	134°55′50.4812″
2	35°20′45.0660″	134°55′50.1456″
3	35°20′46.5984″	134°55′48.1096″
4	35°20′46.3865″	134°55′49.3380″
5	35°20′46.2509″	134°55′50.5824″
6	35°20′46.6705″	134°55′51.2284″
7	35°20′47.1906″	134°55′51.9974″
8	35°20′46.7506″	134°55′52.6438″
9	35°20′46.0380″	134°55′52.1708″
10	35°20′45.3093″	134°55′51.6871″

○国土交通省告示第六百一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

令和八年五月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録番号　補・第１―㈤号

二　登録養成施設の名称　国土交通大学校

三　変更後の養成施設の長の氏名　藤川　眞行

四　変更年月日　令和八年四月一日

○国土交通省告示第六百二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年五月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

青野川

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県賀茂郡南伊豆町蛇石の区域内の土地のうち、次の一点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第百二十三号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	34°41′53.1735″	138°47′11.2804″
2	34°41′53.1247″	138°47′11.3248″
3	34°41′52.8729″	138°47′10.9148″
4	34°41′52.9222″	138°47′10.8703″
5	34°41′52.7214″	138°47′10.5425″
6	34°41′52.6099″	138°47′10.1758″
7	34°41′52.5816″	138°47′09.8707″
8	34°41′52.6019″	138°47′09.6066″
9	34°41′52.6456″	138°47′09.4135″
10	34°41′52.7273″	138°47′09.0641″
11	34°41′52.7469″	138°47′08.9845″
12	34°41′52.8018″	138°47′08.7605″
13	34°41′52.7760″	138°47′08.7550″
14	34°41′52.6516″	138°47′08.7134″
15	34°41′52.7355″	138°47′08.3933″
16	34°41′52.8328″	138°47′07.8931″
17	34°41′52.9995″	138°47′07.9539″
18	34°41′54.2348″	138°47′08.4389″
19	34°41′54.4340″	138°47′08.5115″
20	34°41′54.5584″	138°47′08.5568″
21	34°41′54.4451″	138°47′08.8020″
22	34°41′54.4024″	138°47′09.0536″
23	34°41′54.3854″	138°47′09.2153″
24	34°41′54.0934″	138°47′09.1177″
25	34°41′54.2737″	138°47′10.2762″
26	34°41′54.2767″	138°47′10.4427″

○国土交通省告示第六百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年五月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西ノ谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

三重県多気郡大台町粟生及び上楠の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°25′17.8953″	136°28′05.8424″
2	34°25′17.7351″	136°28′04.3073″
3	34°25′26.8627″	136°27′57.1311″
4	34°25′29.1329″	136°27′58.4999″
5	34°25′28.0297″	136°28′05.0007″
6	34°25′23.0113″	136°28′08.3232″
7	34°25′20.1245″	136°28′07.0827″
8	34°25′20.1784″	136°28′06.4475″
9	34°25′20.7368″	136°28′05.7860″
10	34°25′20.4134″	136°28′04.9799″
11	34°25′19.6439″	136°28′04.9384″
12	34°25′18.0718″	136°28′05.8512″
13	34°25′18.0268″	136°28′05.8538″

○国土交通省告示第六百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年五月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

前谷

二　砂防法第二条の土地の表示

三重県多気郡多気町井内林の区域内の土地のうち、次の一点から二十七点までを順次結んだ線及び一点と二十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°29′55.3166″	136°30′55.4349″
2	34°29′55.3876″	136°30′57.1890″
3	34°29′54.0404″	136°30′57.5240″
4	34°29′51.9180″	136°30′55.7143″
5	34°29′50.9209″	136°30′55.3875″
6	34°29′50.7858″	136°30′54.8195″
7	34°29′50.7748″	136°30′54.3083″
8	34°29′50.2786″	136°30′51.5083″
9	34°29′49.2883″	136°30′51.4633″
10	34°29′49.2495″	136°30′50.8525″
11	34°29′50.7371″	136°30′50.0093″
12	34°29′52.9238″	136°30′49.7198″
13	34°29′53.1909″	136°30′49.9308″
14	34°29′53.4340″	136°30′50.3690″
15	34°29′55.1812″	136°30′50.2137″
16	34°29′55.5928″	136°30′51.2462″
17	34°29′55.5493″	136°30′51.8535″
18	34°29′55.9133″	136°30′52.6973″
19	34°29′56.0678″	136°30′52.9760″
20	34°29′56.2973″	136°30′53.2885″
21	34°29′56.0776″	136°30′53.5534″
22	34°29′55.7705″	136°30′53.2494″
23	34°29′55.5311″	136°30′53.3916″
24	34°29′55.4076″	136°30′53.3173″
25	34°29′55.2275″	136°30′53.5581″
26	34°29′55.2866″	136°30′55.0568″
27	34°29′55.3121″	136°30′55.3724″

国会事項

衆議院

議案送付

四月二十八日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

参議院

議案受領

四月二十八日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第三七号）

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第二五号）

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

答弁書受領

四月二十八日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱と政治的中立性等に関する質問に対する答弁書（第三五号）

参議院議員石垣のりこ提出高額療養費制度の見直しが患者の意向に沿うものであるという総理答弁と破滅的医療支出との関係に関する質問に対する答弁書（第三六号）

参議院議員石垣のりこ提出警察官及び自衛官の勤務時間外における制服着用義務に係る規律の不均衡に関する質問に対する答弁書（第三七号）

人事異動

内閣

衆議院議員　西村　康稔

コスタリカ国大統領就任式典に参列する特派大使を命ずる

期間は令和八年五月二十二日までとする

法務省

検事

鈴木　敦士

難民審査参与員に任命する（各通）

吉野　千代

判事兼簡易裁判所判事

令和八年司法試験考査委員に任命する

梶　直穂

任期は令和九年三月三十一日までとする

令和八年司法試験予備試験考査委員に任命する

任期は令和八年十二月三十一日までとする

同　海津　秀貴

同　恩地　孝幸

同　古川　貴大

同　萩野　哲史

令和八年司法試験考査委員に併任する

併任の期間は令和九年三月三十一日までとする

令和八年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は令和九年二月二十八日までとする（各通）

同

令和八年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は令和九年二月二十八日までとする

判事兼簡易裁判所判事

堀田　佐紀

令和八年司法試験考査委員を免ずる

令和八年司法試験予備試験考査委員を免ずる

検事

小川　紀子

同　久保庭幸之介

同　栃倉　信

同　原島　一郎

令和八年司法試験考査委員の併任を解除する

令和八年司法試験予備試験考査委員の併任を解除する（各通）（以上四月二十四日）

濵川はるな

○定年退官

福岡区検察庁副検事坂口清人は、検察庁法第二十二条第一項の規定により四月二十七日限り定年退官

出入国在留管理庁

（東京出入国在留管理局横浜支局長）入国審査官　尾﨑　洋一

東京出入国在留管理局羽田空港支局長に配置換する

（東京出入国在留管理局次長）

同　有馬　保紀

東京出入国在留管理局横浜支局長に転任させる（以上四月二十四日）

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する（各通）

大矢野栄次　丸山　昭彦

（国土交通技官）

従五位に叙する

櫛笥　享夫　増田　敬　山中　健一

正六位に叙する（各通）

植田　富也　内田　誠　嶋田　利夫

増井　一高　森田　惠訓　山沖　博夫

山田　晃靖

従六位に叙する（各通）

伊深　孝悦　尾埜進一郎　坂田　啓一

田中　正衛　平　次雄

正七位に叙する（各通）

従七位に叙する（以上三月二十三日）

根上　貞義

従四位に叙する

柴崎　上二

高橋　茂

正五位に叙する

江野祐一郎　小高　賢一

武井　竹雄　露無　昭曉

従五位に叙する（各通）

鵜飼　重夫　紅露　孝行

竹浪　勁佑　田畑　輝彦

野村　壽一　渡邊　海嶽

正六位に叙する（各通）

（検察事務官）

座間　宏

長岡　健一

従六位に叙する（各通）

飯沼　勝之

星　健彦

正七位に叙する（各通）

山田　恭一　山谷　眞孝

従七位に叙する（各通）（以上三月二十四日）

小林　洋一　川野　孝久

内藤　堯雄　元橋　洋介

井上　一昭　渡邉　昌利

白石優一郎

布施　靖之

○叙勲

従七位に叙する（三月三十日）

丹下　皓平

旭日単光章を授ける（三月二十三日）

淡路不二夫

（埼玉県寄居町議会議員）

岡本　安明

（福島県南会津町議会議員）

高野　精一

旭日単光章を授ける（各通）（三月二十四日）

泥谷　光信

旭日小綬章を授ける

國井　恒男

（群馬県大泉町議会議員）

須田　敏彦

旭日単光章を授ける（各通）（以上三月二十五日）

大矢野栄次

瑞宝中綬章を授ける

増田　敬

平　次雄　丸山　昭彦

山田　晃靖　山中　健一

森田　惠訓　和田　清員

（国土交通技官）

瑞宝双光章を授ける（各通）

坂田　啓一　根上　貞義

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十三日）

高橋　茂

瑞宝小綬章を授ける

紅露　孝行

小高　賢一　白石優一郎

竹浪　勁佑　内藤　堯雄

布施　靖之　山田　恭一

元橋　洋介

渡邊　海嶽

瑞宝双光章を授ける（各通）

瑞宝単光章を授ける（以上三月二十四日）

飯沼　勝之

瑞宝小綬章を授ける

熊谷　勉

神坂　幸雄

瑞宝双光章を授ける

（各通）（以上三月二十五日）

松尾　徹也

従四位に叙する

熊谷　勉　齋藤　晶三

正五位に叙する（各通）

池田　元彦　野口　時彦

従五位に叙する（各通）

岩井　信人　清水　玲持

正六位に叙する（各通）

須田　省吾　田畑　道夫

沼野正二郎　濱野　寛男

松瀬　勲　美濃　輝和

従六位に叙する（各通）

半田　實

正七位に叙する

神坂　幸雄

従七位に叙する（各通）（以上三月二十五日）

松永　兼春

太宰雄一郎

従五位に叙する（三月三十日）

西野　範夫

松尾　徹也

泥谷　光信

山下　勝三

西村　辰己

二神　崇

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月二十四日午後四時二分御出門、第二十回みどりの式典に御臨席のため、パレスホテル東京（千代田区）へ行幸啓、同六時十分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、スウェーデン国王陛下の御誕生日につき、四月二十八日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第三条第二十号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十号に規定する指定公共機関を公示する件（平成二十五年四月十二日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

令和八年五月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するにしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

㈠　道路の種類	一般国道
㈡　路線名	三号
㈢　占用を制限する区域	山鹿市南島字鎌手六八一番１から同市南島字鎌手六四五番１まで
㈣　制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保するができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤　占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限するにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥　占用の制限の開始の期日	令和八年五月二日
㈦　図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

第百号を第百一号とし、第十八号から第九十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八　東和薬品株式会社

第百一号の次に次の一号を加える。

百二　楽天モバイル株式会社

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年五月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　北海道小樽水産高等学校

二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名

（変更前）亀山　喜明

（変更後）黒島　裕司

三　変更年月日　令和八年四月一日

法務

公証人任免

名古屋法務局所属公証人岩井隆義は願により公証人を免ぜられた。

金谷和彦は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人岩井隆義の後任を命ぜられた。（以上四月二十二日）（法務省）

国家試験

令和８年度医師国家試験予備試験の施行

医師法（昭和23年法律第201号）第10条の規定により、令和８年度医師国家試験予備試験を次のとおり施行する。

令和８年５月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　試験期日

(1)　第１部試験（筆記試験）　令和８年６月24日（水曜日）

(2)　第２部試験

ア　筆記試験　令和８年９月29日（火曜日）

イ　実地試験　令和８年11月５日（木曜日）

令和８年11月６日（金曜日）

2　試験地

(1)　第１部試験　東京都

(2)　第２部試験　東京都

3　試験科目

(1)　第１部試験　解剖学（組織学を含む。）、生理学、生化学、免疫学、薬理学、病理学、法医学、微生物学（寄生虫学を含む。）及び衛生学（公衆衛生学を含む。）

(2)　第２部試験

ア　筆記試験　内科学、小児科学、精神科学、外科学、整形外科学、産科・婦人科学、皮膚科学、泌尿器科学、耳鼻いんこう科学、眼科学、放射線科学及び救急医学（麻酔科学を含む。）

イ　実地試験　内科学、外科学、産科・婦人科学、小児科学及び救急医学（麻酔科学を含む。）

4　試験の方法

(1)　第１部試験に合格した者でなければ、第２部試験筆記試験を受けることができない。

(2)　第２部試験筆記試験に合格した者でなければ、第２部試験実地試験を受けることができない。

5　受験資格

(1)　外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が適当と認定したもの

(2)　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第17条第１項の規定により医師法の規定による医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの

6　受験手続

(1)　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　受験願書　医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第３号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、戸籍に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

また、受験願書には、受験する試験区分（第１部試験又は第２部試験）を必ず明記すること。

イ　受験資格を証する書類

ウ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に（イヨ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。

エ　戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。）、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類。また、英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。）　出願前３月以内に発行されたもの。

オ　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に郵便番号及び宛先を記載し、460円分の郵便切手を貼り付け、簡易書留の表示をしたもの。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、第１部試験は令和８年５月８日（金曜日）から５月22日（金曜日）まで、第２部試験は同年８月７日（金曜日）から８月21日（金曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室（郵便番号100―8916、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号、電話番号03（5253）1111内線4140）に提出すること。
イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中（行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時までであること。
ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、簡易書留郵便をもって送付すること。この場合、第１部試験においては令和８年５月22日（金曜日）、第２部試験においては同年８月21日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類は返還しない。
⑶　受験手数料
ア　受験手数料は、第１部試験及び第２部試験それぞれ35,000円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。
イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
⑷　受験票の送付　受験票は、受験手続を行った者宛て郵送する。
なお、第１部試験にあっては令和８年６月９日（火曜日）、第２部試験にあっては同年９月11日（金曜日）までに受験票が到着しない場合は、厚生労働省医政局医事課試験免許室に問い合わせること。
７　合格の通知
第１部試験の合格者にあっては令和８年７月31日（金曜日）、第２部試験筆記試験の合格者にあっては同年10月21日（水曜日）、第２部試験実地試験の合格者にあっては同年11月26日（木曜日）に、本人に合格した旨を通知する。
８　その他
視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年５月22日（金曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室に「国家試験の受験に伴う配慮事項申請書」を用いて申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
９　８に関する問い合わせ先
郵便番号100―8916　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局医事課試験免許室　電話番号03（5253）1111内線4140

令和８年度歯科医師国家試験予備試験の施行

歯科医師法（昭和23年法律第202号）第10条の規定により、令和８年度歯科医師国家試験予備試験を次のとおり施行する。
令和８年５月１日
厚生労働大臣　上野賢一郎
１　試験期日
⑴　学説試験
ア　第１部試験　令和８年６月24日（水曜日）
イ　第２部試験　令和８年９月29日（火曜日）
⑵　実地試験　令和８年12月９日（水曜日）及び10日（木曜日）
２　試験地
⑴　学説試験　東京都
⑵　実地試験　東京都
３　試験科目
⑴　学説試験
ア　第１部試験　解剖学（組織学を含む。）、生理学、生化学（免疫学を含む。）、薬理学、病理学、微生物学及び衛生学
イ　第２部試験　口腔外科学、保存学、補綴学、矯正学及び小児歯科学
⑵　実地試験　口腔外科学、保存学、補綴学及び矯正学
４　試験の方法
⑴　学説試験に合格した者でなければ、実地試験を受けることができない。
⑵　学説試験第１部試験に合格した者でなければ、学説試験第２部試験を受けることができない。
５　受験資格
⑴　外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が適当と認定したもの
⑵　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第18条第１項の規定により歯科医師法の規定による歯科医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの
６　受験手続
⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア　受験願書　歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）第３号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。
なお、戸籍に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。
また、受験願書には、受験する試験区分（学説試験又は実地試験）を必ず明記すること。
イ　受験資格を証する書類
ウ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に（シヨ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。
エ　戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。）、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類。また、英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。）　出願前３月以内に発行されたもの。
オ　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に郵便番号及び宛先を記載し、460円分の郵便切手を貼り付け、簡易書留の表示をしたもの。
⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、学説試験は令和８年５月７日（木曜日）から５月20日（水曜日）まで、実地試験は同年10月19日（月曜日）から10月30日（金曜日）までに厚生労働省医政局歯科保健課（郵便番号100―8916、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号、電話番号03（5253）1111内線2583）に提出すること。
イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中（行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時までであること。
ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、簡易書留郵便をもって送付すること。この場合、学説試験においては令和８年５月20日（水曜日）、実地試験においては同年10月30日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類は返還しない。
⑶　受験手数料
ア　受験手数料は、学説試験及び実地試験それぞれ35,000円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。
イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
⑷　受験票の送付　受験票は、受験手続を行った者宛て郵送する。
なお、学説試験にあっては令和８年６月５日（金曜日）、実地試験にあっては同年11月20日（金曜日）までに受験票が到着しない場合は、厚生労働省医政局歯科保健課に問い合わせること。
７　合格の通知
学説試験第１部試験の合格者にあっては令和８年７月21日（火曜日）、学説試験第２部試験の合格者にあっては同年10月16日（金曜日）、実地試験の合格者にあっては同年12月18日（金曜日）に、本人に合格した旨を通知する。
８　その他
視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年５月20日（水曜日）までに厚生労働省医政局歯科保健課に「国家試験の受験に伴う配慮事項申請書」を用いて申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
９　８に関する問い合わせ先
郵便番号100―8916　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局歯科保健課
電話番号03（5253）1111内線2583

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和八年四月十五日付けで指定したので、同条第八項の規定に基づき公告する。

令和八年五月一日

国土交通大臣　金子　恭之

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
沖縄防衛局長	沖縄県沖縄市地籍図及び地籍簿	沖縄県沖縄市森根の一部

公　告

諸　事　項

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社バディキャピタル
２．本店所在地　東京都渋谷区道玄坂２―26―15　SHIBUYA D-SECOND　９Ｆ
３．登録番号　関東財務局長（金商）第3290号
４．登録年月日　令和３年９月29日
５．行政処分の年月日　令和８年４月17日
６．行政処分の内容
　関東財務局長（金商）第3290号の登録を取り消す。

令和８年５月１日

関東財務局長　後藤　健二

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

除 権 決 定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１号

京都府京丹後市網野町木津１９６番地の２
清算株式会社　株式会社ぎょうき
代表清算人　蛭子　正之

１　決定年月日　令和８年４月１５日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

京都地方裁判所宮津支部

令和８年（ヒ）第５号

兵庫県西宮市西宮浜１丁目29番地１
清算株式会社　株式会社マクテック
代表清算人　岡　﨑　誠

１　決定年月日　令和８年４月15日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

神戸地方裁判所尼崎支部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第２号

徳島市佐古二番町１番１６号
清算株式会社　いわさ株式会社
１　決定年月日　令和８年４月１５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２１０２号

東京都千代田区丸の内１丁目９番２号
清算株式会社　株式会社サンアクシス
代表清算人　若狭　浩文
１　決定年月日　令和８年４月15日
２　主文　次の協定を認可する。

協　定

第１　通則
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、株式会社サンアクシス（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
３　弁済の方法及び端数の処理
（１）弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー１３階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
（２）弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の弁済及び放棄
１　協定債権の弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。
２　協定債権の放棄
各協定債権者は、上記１の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記１の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。
３　追加弁済
上記１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記２による放棄の効力は失われるものとする。

以　上

（別紙省略）

東京地方裁判所民事第２０部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

企業年金基金変更公告

マルハニチロ企業年金基金の名称及び理事長に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

１．名称の変更

新名称　Ｕｍｉｏｓ企業年金基金
旧名称　マルハニチロ企業年金基金
変更年月日　令和８年５月１日

２．理事長の変更

新理事長　小関　仁孝
旧理事長　廣嶋　精一
変更年月日　令和８年４月21日

令和８年５月１日　Ｕｍｉｏｓ企業年金基金
理事長　小関　仁孝

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和八年五月二十八日にそれぞれ予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　一二三頁（号外第一四六号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　九十五頁（号外第一四六号）
令和八年五月一日
東京都調布市調布ケ丘三丁目六番地三
（甲）シダックスコントラクトフードサービス株式会社
代表取締役　堤　祐輔
東京都調布市調布ケ丘三丁目六番地三
（乙）シダックスフードサービス株式会社
代表取締役　堤　祐輔

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の飲食事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月二十四日
掲載頁　五十四頁（号外第九十七号）
令和八年五月一日
札幌市中央区南六条西五丁目一〇番一号
アイビル四階四〇一号室
（甲）株式会社アストル
代表取締役　森　恭兵
東京都台東区台東一丁目二九番三号―三Ｆ
（乙）合同会社Ｎ
代表社員　原田　俊和

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は、乙の保有するＮＴＴグローバルデータセンター・ジャパン株式会社の普通株式百八十七株を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）https://www.docomo.ne.jp/
令和八年五月一日
東京都江東区豊洲三丁目三番三号
（甲）株式会社ＮＴＴデータグループ
代表取締役社長　佐々木　裕
東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（乙）株式会社ＮＴＴドコモ
代表取締役社長　前田　義晃

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は、乙の保有するＮＴＴグローバルデータセンター・ジャパン株式会社の普通株式三百七十四株を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）https://www.ntt-us.com/
令和八年五月一日
東京都江東区豊洲三丁目三番三号
（甲）株式会社ＮＴＴデータグループ
代表取締役社長　佐々木　裕
東京都千代田区外神田四丁目一四番一号
（乙）ＮＴＴアーバンソリューションズ株式会社
代表取締役社長　池田　康

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は、乙の保有するＮＴＴグローバルデータセンター・ジャパン株式会社の普通株式百八十六株を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和八年五月一日
東京都江東区豊洲三丁目三番三号
（甲）株式会社ＮＴＴデータグループ
代表取締役社長　佐々木　裕
東京都港区港南一丁目二番七〇号
（乙）ＮＴＴファイナンス株式会社
代表取締役社長　伊藤　正三

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は、乙の保有するＮＴＴグローバルデータセンター・ジャパン株式会社の普通株式七百四十七株を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.nttdata.com/global/ja/about-us/nttdata-inc/

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月一日

東京都江東区豊洲三丁目三番三号

（甲）株式会社ＮＴＴ　ＤＡＴＡ，Ｉｎｃ.

代表取締役社長　アビジット・ダビー

東京都江東区豊洲三丁目三番三号

（乙）株式会社ＮＴＴデータグループ

代表取締役社長　佐々木　裕

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＷｉｔｈ　Ａ株式会社（住所埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目一五八番地二ＳＰＲＩＮＧＡＲＴＢＬＤ四階）に対して当社の飲食事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月一日

札幌市中央区南三条東三丁目五番地一―Ｌａｎ八〇二　合同会社ＡＳカンパニー

代表社員　横家　秀昌

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社カメリア（住所千葉県千葉市中央区栄町二二番一五号第七ＹＫ一一ビル三階）に対して当社の飲食事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月二十四日

掲載頁　五十四頁（号外第九十七号）

令和八年五月一日

千葉市中央区栄町二二番一五号第七ＹＫ一一ビル三階　株式会社ＣＩＥＬ―ＧＲＯＵＰ

代表取締役　鈴木　一真

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＡＬＢ（住所東京都新宿区歌舞伎町二丁目一〇番七号ダイヤモンドビル地上五階ＣＤＥ室）に対して当社の飲食事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月一日

東京都新宿区歌舞伎町二―九―三三経五九ビル一階　合同会社ロード

代表社員　大谷　裕治

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｍｏｏｎ（住所東京都新宿区二丁目一一番四号新宿Ｌｅｅ三ビル地下二階）に対して当社の飲食事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月二十四日

掲載頁　五十四頁（号外第九十七号）

令和八年五月一日

東京都新宿区歌舞伎町二丁目一一番四号　株式会社ＧＩＲＡＦＦＥ

代表取締役　齋藤　和也

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｎｓ　Ｌｉｎｋ（住所新潟県新潟市中央区古町通八番町一四五二番地三鳥屋野不動産古町ビル五階）に対して当社の飲食事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月一日

東京都新宿区新宿六―二七―二九―一五〇四　合同会社スターズ

代表社員　永坂　幸也

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｒｉｓｅ　Ｏｎｅ（住所愛知県名古屋市中区錦三丁目四番二五号マリオット錦ＮＯＲＴＨ八階）に対して当社の飲食事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月一日

東京都新宿区新宿六―二七―二九―一五〇四　合同会社スターズ

代表社員　永坂　幸也

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社チャージ（住所東京都新宿区歌舞伎町二丁目九番三号三経五九ビル一階一〇二部分）に対して当社の飲食事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月一日

東京都中野区中央一―二三―七―三〇四　合同会社ＡＲＭ

代表社員　小倉　裕矢

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社アネモネ（京都市伏見区桃山町永井久太郎五九番地六）に対して当社の資産の運用及び管理に関する事業及び有価証券の保有及び管理に関する事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月一日

京都市伏見区桃山町永井久太郎五九番地六　有限会社ボラリス

代表取締役　村山　有美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は住まいのパートナー株式会社とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月一日

札幌市北区北二十二条西四丁目一番三三号コスモ22一階　合同会社スチャンダール光空

代表社員　田澤　咲希

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月一日

札幌市厚別区上野幌三条四丁目一番一〇号　マルミ工業合同会社

代表社員　坪川　賢

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月一日

埼玉県川口市東川口五丁目七番二一号　合同会社タムラ

代表社員　永島美恵子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月一日

東京都文京区湯島三丁目一六番一一―一一〇三号　ＱＣＭ合同会社

代表社員　井戸上徳器

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月一日

東京都新宿区上落合二丁目八番九号　合同会社Ｍｔ　Ｓｏｕｔｈ

代表社員　堀内龍之介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月一日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六階

合同会社ＦＬＥＸＩＩ　Ｊａｐａｎ

代表社員　林　洸太朗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、組織変更後の商号は株式会社フォレコンとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月一日

神奈川県川崎市中原区上丸子山王町二丁目一三三二グランデュール山王一〇二

フォレコン合同会社

代表社員　森　翔一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月一日

神奈川県横浜市戸塚区汲沢町一一―七

合同会社ＴＴ

代表社員　小山　樹也

組織変更公告

当組合は、令和八年三月二十九日開催の総会の決議により認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年五月一日

鳥取県鳥取市青谷町桑原七一番地

桑原生産森林組合

代表理事組合長　清水　力

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月一日

岡山県津山市沼八五八番地一一

美作企画合同会社

代表社員　黒川　景子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社心結とします。

効力発生日は令和八年六月十一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年四月九日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月一日

福岡県嘉穂郡桂川町土師三六

合同会社心結

代表社員　原　信二郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はきこり社株式会社とします。

効力発生日は令和八年六月十一日であり、当社の総社員の同意は、四月二十七日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月一日

沖縄県名護市城一丁目一二番一六号山里貸事務所一階

大工沖縄工房舎合同会社

代表社員　増井　清

資本金の額の減少公告

当社は、令和八年六月三十日までの日を払込期日とする募集株式の発行が行われることを条件として、当社の資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少させ、減少後の資本金の額を一億円とすることにいたしました。なお、減少する資本金のうち一億五千二万六千五百円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十二日

掲載頁　七十七頁（号外第二七九号）

令和八年五月一日

東京都中央区晴海一丁目八番一〇号晴海トリトンスクエアＸ棟一七階

ハドラスホールディングス株式会社

代表取締役　山本　英明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千三百八十五万円減少し九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月八日であり、株主総会の決議は、令和八年四月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月一日

神奈川県相模原市緑区西橋本二丁目一番九号

有限会社ギイチ

取締役　古木千代美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://x.gd/mClGc

令和八年五月一日

三重県伊賀市上野西町三三七九番地

株式会社マルタタナカ

代表取締役　田中斉太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月一日

京都市伏見区桃山町永井久太郎五九番地六

有限会社ボラリス

代表取締役　村山　有美

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四十二億三千九百七十一万一千六百四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月一日

広島県福山市新市町大字常一四五〇番地

カイハラブルーホールディングス株式会社

代表取締役　貝原　祥之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円、資本準備金の額を七千七百万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年四月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://makip.co.jp/announce.html

令和八年五月一日

東京都新宿区矢来町一二六ＮＩＴＴＯビル一階

株式会社メイキップ

代表取締役　柄本　真吾

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年六月三日から令和八年六月五日までの間のいずれかの日に予定している第一回社債型種類株式の発行に係る払込みが行われることを条件として、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ九百七十五億円（ただし、当該株式の発行により同時に増額する資本金及び資本準備金の額がそれぞれこれを下回る場合は、当該金額）減少することにいたしました。

ただし、当該株式の発行により増額する資本金及び資本準備金の額を限度として行うものであるため、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額はいずれも同日前を下回ることはありません。そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月一日

東京都品川区東品川二丁目四番一一号

日本航空株式会社

代表取締役社長執行役員　鳥取三津子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百五十万円、資本準備金の額を一千八百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月一日

名古屋市名東区社台一丁目一一番地の一

有限会社ＭＡＲＢＬＥ　Ｉｎｃ.

代表取締役　伊藤　彰

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年六月十五日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年五月一日

宮城県仙台市青葉区立町一番一号

宝フリート株式会社

代表取締役　野口　三郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年六月十五日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年五月一日

山形県天童市鎌田一丁目一三番一号

野口産業株式会社

代表取締役　野口　三郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年五月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年五月一日

東京都品川区西五反田三丁目七番一〇号

株式会社数理技研

代表取締役　小川　浩二

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年五月二十五日を基準日と定め、同日〇時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年五月一日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．六Ｆ

ブライトンパートナーズ株式会社

代表取締役　尹　熙元

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年五月十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十二・五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年五月一日

川崎市中原区新丸子東二丁目八九五番地

株式会社日本トータル・システム

代表取締役　富田　輝久

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月一日

埼玉県さいたま市岩槻区浮谷二二九〇

杉田電線株式会社

代表取締役　杉田　晃一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月一日

東京都大田区羽田一丁目八番七号

斎藤遠心機工業株式会社

代表取締役　斎藤　光生

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月一日

石川県金沢市示野中町二丁目四五番地

株式会社テルコン・ホクワ

代表取締役　福田　雅彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月一日

山梨県南アルプス市飯野二九七〇番地

白根ケーブルネットワーク株式会社

代表取締役　金丸　一元

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月一日

長野市市場一番地一一

林業笠原造園株式会社

代表取締役　笠原　通

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月一日

福岡市博多区那珂六丁目二七番一六号

福太郎インポート株式会社

代表取締役　樋口　元信

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中村武が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月一日

東京都港区六本木一丁目六番一号

Ｓｐｅｅｄｍａｒｑｕｅ２０１３Ｌｉｍｉｔｅｄ

日本における代表者　中村　武

暗号資産交換業の全部廃止の公告

当社は令和八年六月一日をもって暗号資産交換業の全部を廃止することといたしました。

資金決済に関する法律第六十三条の二十第五項に規定する暗号資産の交換等に関し負担する債務の履行の方法につきましては、次のとおりといたします。

一　当社が管理するお客様の暗号資産については、お客様からの申出に基づき、返還対象である暗号資産の保管が可能なウォレットに送付する方法により返還いたします。

二　当社が管理するお客様の日本円については、お客様からの申出に基づき、お客様が指定する金融機関の口座に振込む方法により返還いたします。

三　当社が定める期限までに前記一及び二の方法によることが困難な場合には、当社が適当と認める時期及び方法により、返還いたします。

以上、資金決済に関する法律第六十三条の二十第三項の規定により公告いたします。

令和八年五月一日

東京都品川区西品川一丁目一番一号住友不動産大崎ガーデンタワー二二階

ＬＩＮＥ　Ｘｅｎｅｓｉｓ株式会社

代表取締役社長ＣＥＯ　林　仁奎

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資のうち五千四百九十万口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は効力発生日である令和八年六月二日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス1特定目的会社

取締役　髙山　知也

事業譲渡につき通知公告

当社は、関東変圧器材株式会社（住所千葉県柏市逆井三丁目二二番二三号）に対し、変圧器用材料の製造販売に関する事業を譲り渡すことにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年六月一日です。

令和八年五月一日

東京都千代田区外神田四丁目五番一号

関東変圧器材工業株式会社

代表取締役　鈴木彦三郎

任意清算公告

当法人は、令和八年四月三十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月一日

静岡県浜松市中央区上西町一四番地の七

税理士法人アイサポート

社員　齋藤　和久

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千四百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/

令和八年五月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス1特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金六十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十日

掲載頁　七十八頁（号外第一五九号）

令和八年五月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ22ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当法人は、優先資本金の額を六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://denshikoukoku.com/giraffe

令和八年五月一日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　ジラフインベストメント特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四百三十一億千九百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和八年四月十四日付官報の号外第八十七号七十四頁に掲載されています。

令和八年五月一日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　ＥＳＲ幸浦2特定目的会社

取締役　滝澤　弘子

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、令和七年十月一日をもって確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第八十四条第一項の規定により終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月一日

東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー二〇Ｆ

株式会社ワーナーミュージック・ジャパン確定給付企業年金

清算人　山本　真

取消公告

令和八年四月二十一日（号外第九十三号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、資本金の額の減少公告のみ取消します。

令和八年五月一日

大阪市中央区南船場三丁目一番一〇号

大聖株式会社

代表取締役　王　風

正誤

令和八年三月三十一日（号外特第十七号）公布政令第百六号（防衛特別所得税に関する政令）（印刷誤り）

二一〇ページ下段下欄中九行目から一〇行目

「税に係る防衛特別所得税の免除　特別所得税の額は」

を

「税に係る防衛特別所得税の免除　特別所得税の額は」

の誤り。

令和七年七月二日（号外第百五十一号）公布内閣府・財務省・農林水産省・経済産業省令第一号（事業性融資の推進等に関する法律第十二条第一項に規定する主務省令で定める契約等を定める命令）（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
五八	下	終りから六	この条	この条及び次条
五九	〃	六～七	個人保証契約	個人保証契約等
〃	〃	終りから一八	「債務者以外の連帯債務者が負担する連帯債務を含む。」	「債務者以外の連帯債務者が負担する。」
〃	〃	〃	基本方針	法第五条第一項に規定する基本方針
六〇	上	二〇	〃	又は当該事項を記録した
〃	〃	終りから一六	又は	〃
〃	〃	九	〃	〃

令和八年四月一日官庁報告欄法務省告示配第六十六号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）

一一四		終りから一五	三崎市三崎区	青森県青森市